

【裁判例紹介】

家政婦兼訪問介護ヘルパーの「家事使用人」性を否定した例

- 国・渋谷労基署長（山本サービス）事件
（東京高判令和6年9月19日・労働判例1319号61頁）

金丸 絢子 岩崎 翔太
Ayako Kanamaru Shota Iwasaki



Profile



Profile

【Point】・法形式ではなく賃金支払や就業の実態等を重視して雇用契約の所在を認定し、家政婦兼訪問介護ヘルパーの「家事使用人」性を否定した事例。

【事案の概要】

訪問介護事業及び家政婦紹介あっせん事業等を営む本件会社に家政婦兼訪問介護ヘルパーとして登録していた亡Cの夫であるXが、亡Cが、7日間にわたり、要介護者のD宅に住み込み、訪問介護ヘルパーとして訪問介護サービス業務（本件介護業務）に従事したほか、家政婦として家事及び介護業務（本件家事業務）に従事したことに起因して死亡したとして、渋谷労働基準監督署長に対し、労災保険法に基づく遺族補償給付等を請求したところ、同署長が亡Cは労基法116条2項の「家事使用人」に該当し労災保険法は適用されないという理由でXの申請を不支給とする処分（本件処分）をしたことから、国（Y）に対し、その取消しを求めた事案です。

一審（東京地判令和4年9月29日（労判1285号59頁））は、契約上、本件介護業務は本件会社との間の雇用契約に基づく業務、本件家事業務は要介護者Dの家族との雇用契約に基づく業務とされ、これらのうち本件家事業務については労基法及び労災保険法が適用除外される「家事使用人」（労基法116条2項）に当たるから、業務起因性の判断対象にはならないとし、結論的に、本件の業務起因性を否定しました。これに対して、Xが控訴しました。

【判断の概要】

本判決は、以下のように述べて、本件介護業務のみならず本件家事業務も本件会社との間の雇用契約に基づく業務であるから、本件家事業務部分も「家事使用人」には該当せず、業務起因性の判断対象に含めるべきであると、結論的に、本件の業務起因性を肯定しました。なお、紙幅の関係上、業務起因性の判断部分は省略しています。

「本件介護業務及び本件家事業務は、D宅という同一の場所で従事するものである上、労働時間についても、賃金についても、明確

に区分されていないから、これらの業務毎に異なる雇用主による別個の雇用契約が締結されていることとは整合し難いものというべきである。そして、本件会社が、本件介護業務及び本件家事業務に従事する者として亡Cを選定し、（中略）本件介護業務及び本件家事業務の双方に対する賃金を日給1万6000円、本件介護業務にも本件家事業務にも従事しない趣旨と理解される休憩時間を午前0時から午前5時までと提示したことは、本件会社において、本件介護業務及び本件家事業務の双方を業務内容とし、午前5時から翌日午前0時までを労働時間とし、賃金を日給1万6000円とする雇用契約を亡Cとの間で締結したと親和的な事情であるということが出来る。また、本件会社は、本件業務指示書を通じて、本件介護業務のみならず、本件家事業務についても、業務指示を行っていたことが認められる。これらの事情を総合すると、本件会社と亡Cは、本件介護業務及び本件家事業務の双方を業務内容とし、午前5時から翌日午前0時までを労働時間とし、賃金を日給1万6000円とする雇用契約を締結したものと認められ、これを覆すに足りる事情は認められないから、亡Cが従事していた本件家事業務及び本件介護業務は一体として本件会社の業務ということが出来る。

（中略）本件家事業務は、本件介護業務とともに、本件会社との雇用契約に基づき、本件会社の業務として行われたものであり、家庭内の私的領域に国家的規制や監督を行うことが不適切であるという労基法116条2項の趣旨は妥当しないから、（中略）本件家事業務についても、亡Cが同項所定の『家事使用人』に当たるものとは認められない。」

【検討・コメント】

1 家事使用人（労基法116条2項）

労基法116条2項は、「この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人に

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

については、適用しない。」として、家事使用人には労基法及び労災保険法が適用されない旨を規定しています。本号が設けられた趣旨は、このような労働者の労働条件について国家的規制と監督を行うことは困難かつ不適切であると考えられたことにあります。

家事使用人該当性については、行政解釈上、「一 家事使用人であるか否かを決定するに当たっては、従事する作業の種類、性質の如何等を勘案して具体的に当該労働者の実態により決定すべきものであり、家事一般に従事している者がこれに該当する。二 法人に雇われ、その役職員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者も家事使用人である。三 個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者は家事使用人に該当しない」（昭和 63・3・14 基発 150 号、平成 11・3・31 基発 168 号）とされていますが、家事使用人に該当する場合には、労基法及び労災保険法の適用を受けないということになりますので、具体的事案における該当性判断は慎重に行う必要があります。

実際、東京地判平成 25 年 9 月 11 日（労判 1085 号 60 頁）は、「家事使用人であっても、本来的には労働者であることからすれば、この適用除外の範囲については、厳格に解するのが相当である。したがって、一般家庭において家事労働に関して稼働する労働者であっても、その従事する作業の種類、性質等を勘案して、その労働条件や指揮命令の関係等を把握することが容易であり、かつ、それが一般家庭における私生活上の自由の保障と必ずしも密接に関係するものでない場合には、当該労働者を労働基準法の適用除外となる家事使用人と認めることはできないものというべきである。」と判示しており、家事使用人の該当性判断は慎重に行うべきである旨を明確に指摘しています。

2 本判決のポイント

一審（東京地判令和 4 年 9 月 29 日（労判 1285 号 59 頁））は、①本件会社による家政婦の紹介・あっせんは、職安法 4 条 1 項の「職業紹介」に該当し、法形式上、求人者（D の息子）と求職者（亡 C）との間で、求人者を使用者、求職者を労働者とする雇用契

約が締結されることになっていたことから、かかる法形式を重視して、雇用契約等の認定（本件介護業務は本件会社の業務であり、本件家事業務は亡 C と D の息子との間の雇用契約に基づく業務である。）を行った上、②亡 C の本件家事業務部分は家事使用人に該当するなどと判断しました。

これに対して、本判決は、まず、①について、法形式を重視するのではなく、賃金支払や就業の実態等を重視して雇用契約の所在（本件家事業務及び本件介護業務は一体として本件会社との間の雇用契約に基づく業務である。）を決定しました。一審に対しては、法形式ではなく実態を重視して雇用契約等の認定を行うべきではないかとの批判が多くなされていましたが、本判決は、まさに実態を重視した判断を行ったものといえます。

また、本判決は、②について、本件家事業務は、本件会社の業務として行われたものであり、私的領域に国家が規制・監督を行うことは不適切であるという労基法 116 条 2 項の趣旨が妥当しないとして、家事使用人の該当性を否定しましたが、かかる判断は、上記 1 の裁判例とも軌を一にするものといえます。

3 本判決の影響

一審判決は大々的に報道がなされ、同判決自体のみならず労基法 116 条 2 項に対しても多くの批判的な意見が寄せられました。

こうした意見を踏まえ、国は、家事使用人の実態調査を行い、必要があれば同規定の見直しを検討するという方針を発表し、その後、令和 5 年 9 月に公表された実態調査の結果を踏まえ、ガイドライン

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00454.html）を策定・公表しました。

また、厚労省が令和 7 年 1 月 8 日付けで公表した「労働基準関係法制研究会報告書」

（<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001370269.pdf>）では、「家事使用人に対して労働基準法を全面的に適用除外する現行の規定を見直し、公法的規制については、私家庭に対する適用であることも踏まえて、実態に合わせて検討することが考えられる」と結論付けられており、今後の動きが注目されます。

以上

[記事一覧に戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981 年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。

本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。

法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。